別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 補聴器の種類 | １台（片耳）  当たりの基準額 | 基準額に含まれるもの | 耐用  年数 |
| 補聴器の購入 | 軽度・中等度難聴用ポケット型 | 150,000円 | ①補聴器本体（電池含む）  ②イヤモールド | ５年 |
| 軽度・中等度難聴用耳かけ型 |
| 高度難聴用ポケット型 |
| 高度難聴用耳かけ型 |
| 重度難聴用ポケット型 |
| 重度難聴用耳かけ型 |
| 耳あな型（既製品） |
| 耳あな型（オーダーメイド） | 補聴器本体（電池含む） |
| 骨導式ポケット型 | ①補聴器本体（電池含む）  ②骨導レシーバー  ③ヘッドバンド |
| 骨導式眼鏡型 | ①補聴器本体（電池含む）  ②平面レンズ |
| 補聴システム（ＦＭ型・デジタル無線方式のものを含む） | ①受信機  ②オーディオシュー  ③ワイヤレスマイク |
| 知事が必要と認める特例補装具 | 知事が必要と  認める額（注） | 知事が必要と認めるもの |
| 補聴器の修理 | 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示528号）に規定する基準額 | | | |

注：特例補装具に係る助成を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。